

奈良市公報

第 260 号

平成22年 9月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 1
 - 一般競争入札の実施…………… 2
 - 総合評価落札方式一般競争入札の実施…………… 3
 - 放置自転車等の保管…………… 5
 - 都市計画道路の変更…………… 5
 - 都市計画第一種市街地再開発事業の変更…………… 6
 - 都市計画道路の変更…………… 6
 - 都市計画高度地区の変更…………… 6
 - 都市計画高度利用地区の変更…………… 6
 - 都市計画地区計画の決定…………… 6
 - 放置自転車等の保管…………… 6
 - 住居番号の設定…………… 7
 - 開発行為に関する工事の完了…………… 7
 - 奈良市勤労者総合福祉センターの開館時間の変更…………… 7
 - 開発行為に関する工事の完了…………… 7
 - 放置自転車等の保管…………… 7
 - 道路の位置指定…………… 7
 - 放置自転車等の保管…………… 8
 - 奈良市要介護認定等資料の提供に関する要綱…………… 8
 - 放置自転車等の処分…………… 12
 - 奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 12
 - 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 12
 - 道路の位置指定…………… 13
 - 開発行為に関する工事の完了…………… 13
 - 道路の区域変更…………… 13
 - 道路の供用開始…………… 13
 - 梅の郷月ヶ瀬温泉の開場時間の変更（2件）…………… 13
 - 平成22年度国民健康保険料決定通知書の公示送達…………… 14
 - 交付要求通知書の公示送達…………… 14
- 3 供用を開始する排水施設の位置

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 15

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 16
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 16
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（2件）…………… 17

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 17

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 17

議 会

- 議会運営委員会の副委員長の当選…………… 18
- 総合計画検討特別委員会の委員長の当選…………… 18

告 示

奈良市告示第380号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成22年8月2日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年8月2日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成22年8月16日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市学園大和町五丁目、秋篠町、西大寺本町、西大寺東町一丁目、あやめ池北一丁目、高畑町、四条大路一丁目、三条大路一丁目、三条川西町、藤原町、白毫寺町、古市町及び南京終町七丁目の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
三碓幹線-45	奈良市学園大和町五丁目209	奈良市学園大和町五丁目108
押熊第2幹線-67	奈良市秋篠町1567-6	奈良市秋篠町1548-1
押熊第2幹線-68	奈良市秋篠町1548-1	奈良市秋篠町1548-1
押熊第2幹線-69	奈良市秋篠町1548-1	奈良市秋篠町1548-1
西大寺北幹線-63	奈良市西大寺本町197-12	奈良市西大寺本町213-1

西大寺北幹線-64	奈良市西大寺東町一丁目69-5	奈良市西大寺東町一丁目69-5
明治幹線-249	奈良市南京終町七丁目582-1	奈良市南京終町七丁目583-2

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成22年8月2日揭示済)

奈良市告示第381号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成22年8月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
東部第2-2地区管路施設工事(邑地)3工区・2工区(単独)ほか24件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)
 - (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
(電子入札参加に必要な資格)
 - (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

- (正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所
告示日から平成22年8月5日までは閲覧コーナー、同月6日以降は契約課窓口
- 4 開札の場所
奈良市役所入札室
- 5 開札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
 - (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
 - (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
 - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 - (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接総務部契約室契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
 - ケ 入札書の日付が開札日でない場合
 - コ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- 8 郵便入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成22年8月5日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課(場合によっては閲覧コーナー)に持参してください。
- 9 郵便入札参加資格の審査及び決定
 - (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
 - (2) 入札参加者の決定通知
平成22年8月6日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

- (1) 電子入札の入札参加申請期間
平成22年8月2日から8月5日までの午前9時から午後5時まで
- (2) 電子入札の参加確認通知日
平成22年8月6日までに入札参加申請者に通知します。
- (3) 入札書の提出期間
平成22年8月9日から開札日前日まで(奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (4) 電子入札の無効
ア 入札に参加する資格のない者のした入札
イ 他人のICカードを使用した入札
ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
オ 内訳書の日付が開札日でない場合
カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (5) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成22年8月2日揭示済)

奈良市告示第382号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により次のとおり公告します。

平成22年8月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 (仮称)富雄第三小中学校施設整備工事 I期
- (2) 工事場所 奈良市帝塚山南二丁目11番1号
- (3) 工事概要 建築主体工事一式
電気設備工事一式

機械設備工事一式
外構工事一式
昇降機設備工事一式

- (4) 工事期間 契約の日より、平成23年8月26日迄とする。
- (5) 予定価格 944,760千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 828,688千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社又は3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その構成員が次の各号に定める基準をすべて満たしているものであること。

- (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
ア 代表者(監理技術者を1名以上専任で配置)
ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
イ 代表者以外の構成員(監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置)
ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 技術提案書の提出

入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。

- ア 施工計画について
- イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成22年8月2日から平成22年10月20日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課
なお、設計図書等は、電子入札システムでダウンロードできます。
- 4 開札の場所及び日時
奈良市役所 入札室
平成22年10月21日（木） 午前9時30分
- 5 技術提案書の提出期限等
 - (1) 提出期限 平成22年9月8日 午後4時まで
 - (2) 提出場所 奈良市建設部営繕課
 - (3) 提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部）
 - (4) 提出方法 持参により提出してください。郵便及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。
技術提案書等の宛名は、「奈良市長」とする。
技術提案書等は、封筒に入れ、封筒の表に技術提案書在中と明記し、併せて工事名・会社名又は共同企業体名を記入する。封筒は、代表者の印又は共同企業体代表者の印で封印すること。
 - (5) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 電子入札に関する事項
 - (1) 電子入札の入札参加申請期間
平成22年8月2日から8月9日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 電子入札の入札参加確認通知日
平成22年8月16日
 - (3) 入札書の提出期間
平成22年10月8日から10月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (4) 電子入札の無効
ア 入札に参加する資格のない者のした入札
イ 他人のICカードを使用した入札
ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
オ 内訳書の日付が開札日でない場合
カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
 - (5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。
- 8 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
 - ウ 委任状
 - エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
 - オ 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）
 - カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し（各構成員）
- (2) 入札参加申請方法
平成22年8月2日から8月9日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。
- 9 入札参加資格の審査
 - (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
 - (2) 入札参加者の決定通知
平成22年8月16日までに、共同企業体の代表者に通知します。
- 10 落札者の決定方法等
 - (1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準
本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとします。
 - ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を28点として評価するものとします。
 - イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
施工計画 (20点)	工程管理	工事の施工手順及び工期設定が適切であり、工夫かつその具体的な効果が見られること。
	品質管理	材料や構造物の品質確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な効果が見られること。
	安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応が適切であり、工夫かつその具体的な効果が見られること。

	施工管理	施工上留意すべき事項が適切であり、工夫かつその具体的な効果が見られること。
企業の施工能力等 (8点)	企業の施工能力	表彰実績、ISO9000シリーズ・ISO14000シリーズ認証取得
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験
	地域精通度	本店の所在地、地域内工事の実績
	社会貢献・地域貢献	災害協定の締結

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行います。

エ 評価内容の担保
受注者の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、その項目に応じ工事成績評定点において減ずるものとします。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であり、かつ、2の(7)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成22年10月27日までに、共同企業体の代表者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

(平成22年 8月 2日 揭示済)

奈良市告示第383号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年 8月 2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年 8月 2日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成22年 8月 2日 揭示済)

奈良市告示第384号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年 8月 3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画道路の名称
3・5・103号 あやめ池登美ヶ丘線
- 2 縦覧場所
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
(平成22年 8月 3日 揭示済)

奈良市告示第385号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画第一種市街地再開発事業を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年8月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画第一種市街地再開発事業
近鉄西大寺駅北地区第一種市街地再開発事業
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市西大寺栄町、西大寺国見町一丁目及び西大寺東町二丁目の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
(平成22年8月3日揭示済)

奈良市告示第386号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年8月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路3・4・102号 西大寺一条線	奈良市西大寺栄町及び西大寺国見町一丁目の各一部
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路8・7・100号 近鉄西大寺駅歩行者専用道	奈良市西大寺国見町一丁目及び西大寺南町の各一部

- 2 縦覧場所
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
(平成22年8月3日揭示済)

奈良市告示第387号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計

画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成22年8月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市西大寺栄町の一部
(平成22年8月3日揭示済)

奈良市告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度利用地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成22年8月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度利用地区
- 2 変更に係る高度利用地区の種類
高度利用地区（近鉄西大寺駅北A地区及び近鉄西大寺駅北B地区）
- 3 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市西大寺栄町、西大寺国見町一丁目及び西大寺東町二丁目の各一部
(平成22年8月3日揭示済)

奈良市告示第389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成22年8月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
西大寺栄町地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市西大寺栄町232番 他
(平成22年8月3日揭示済)

奈良市告示第390号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年 8月3日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年 8月3日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年 8月3日揭示済)

奈良市告示第391号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成22年 8月3日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成22年 8月3日揭示済)

奈良市告示第392号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年 8月4日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成22年 3月12日 奈良市指令都整開 第09A-41号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成22年 8月4日 第1220号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市六条二丁目855番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条二丁目7-28

(有)京西ハッピーサービス 代表取締役 川西功嗣

(平成22年 8月4日揭示済)

奈良市告示第393号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）第3条の3第2項の規定により、平成22年10月31日の開館時間を午前9時から午後4時までとします。

平成22年 8月5日

奈良市長 仲川 元庸

(平成22年 8月5日揭示済)

奈良市告示第394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年 8月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成22年 5月25日 奈良市指令都整開 第10A-5号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成22年 8月6日 第1221号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町507番1、509番2、510番1、511番1及び513番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三

(平成22年 8月6日揭示済)

奈良市告示第395号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年 8月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年 8月5日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年 8月6日揭示済)

奈良市告示第396号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成22年 8月6日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	大阪市天王寺区生玉前町1番12号
申請者氏名	株式会社福岡屋建設工業 代表取締役 入澤 邦廣
道路の位置	奈良市学園朝日町590番の一部

道路の幅員	最大5.02m 最小5.02m
道路の延長	19.51m
指定年月日	平成22年8月6日
指定番号	第22005号

(平成22年8月6日揭示済)

奈良市告示第397号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年8月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年8月9日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年8月9日揭示済)

奈良市告示第398号

奈良市要介護認定等資料の提供に関する要綱を次のように定める。

平成22年8月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市要介護認定等資料の提供に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、介護サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「介護サービス計画等」という。）の円滑な作成並びに介護サービスの適正な利用を促進するため、奈良市が保有する介護保険の要介護認定又は要支援認定に関する資料（以下「要介護認定等資料」という。）を提供する場合の運用について必要な事項を定めるものとする。

(提供対象者)

第2条 要介護認定等資料を提供できる対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第19条に規定する要介護認定又は要支援認定の申請（変更の申請を含む。）をした被保険者（以下「本人」という。）
- (2) 本人の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び3親等以内の親族
- (3) 本人が成年被後見人である場合の成年後見人

- (4) 本人が被保佐人である場合の保佐人
- (5) 本人が被補助人である場合の補助人
- (6) 本人と法第8条各項及び第8条の2各項に規定する介護サービス又は介護予防サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している事業者（当該事業所に属する介護支援専門員が提供を受ける場合に限る。）
- (7) 本人と法第8条の2各項に規定する介護予防サービスの提供に係る契約を締結している本市に存する地域包括支援センター（当該地域包括支援センターに属する職員が提供を受ける場合に限る。）
- (8) 本人の主治医又は指定医として主治医意見書を記載した医師
(提供できる要介護認定等資料の範囲)

第3条 提供できる要介護認定等資料は、次に掲げるものとする。ただし、前条第6号から第8号までに規定する者に提供する場合にあっては、第3号に掲げる資料を除く。

- (1) 認定調査票（調査実施者が特定される部分を除く。）
- (2) 主治医意見書（介護サービス計画等に利用されることの同意欄に主治医の同意がある場合に限る。ただし、介護サービス計画等の作成以外で介護サービスの適正な利用の促進のために要するものとして申請があった場合には、主治医に提供の可否について確認するものとする。）
- (3) 奈良市介護認定審査会資料（当該資料の中で奈良市介護認定審査会に参加した委員が特定できる部分を除く。）

(提供の実施条件)

第4条 要介護認定等資料は、次のいずれにも該当する場合に提供するものとする。

- (1) 要介護認定等資料を提供することについて、本人の同意がある場合又は本人に提供する場合
 - (2) 要介護認定等資料を介護サービス計画等の作成又は介護サービス利用の目的にのみ使用する場合（対象者が第2条第1号から第5号までに規定する者である場合を除く。）
 - (3) 要介護認定等資料を提供することが、介護サービスの適正な利用を促進し、介護保険制度のより円滑な運営に資すると認められる場合
- 2 要介護認定等資料の提供は、当該本人に係る奈良市介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間は、これを行うことができない。
- 3 要介護認定等資料の提供は、被保険者の受給資格の認定有効期間内のものに限るものとする。ただし、被保険者が市外に転出した場合で、受給資格が引き継がれたときには、当該認定有効期間内については、要介護認定等資料の提供を行うことができる。

(申請の手続)

第5条 要介護認定等資料の提供を求める者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める申請書を介護認定課に提出するものとする。

(1) 第2条第1号から第5号までに規定する者については、要介護認定等資料交付申請書（本人等用）（別記第1号様式）

(2) 第2条第6号から第8号までに規定する者については、要介護認定等資料交付申請書（事業者等用）（別記第2号様式）

2 前項の申請を行う場合、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類等を提示しなければならない。

(1) 第2条第1号に規定する者 介護保険被保険者証等

(2) 第2条第2号から第5号までに規定する者 戸籍謄本、戸籍抄本その他本人との関係を確認できる書類として市長が認めるもの及び申請者の身分確認ができるもの

(3) 第2条第6号から第8号までに規定する者 当該各号に該当する資格等を証するもの

3 介護認定課窓口への第1項の申請が困難と認められ、申請を送付により行う場合（以下「送付申請」という。）には、同項に規定する申請書に前項に規定する資格等を証する書類の写しを添付して、第1項の申請を行うものとする。

（提供の決定）

第6条 市長は、要介護認定等資料の提供に係る申請のあったものについて提供の諾否を決定し、原則として申請のあった日（送付申請にあっては、申請書が到達した日）から起算して15日以内に申請者に提供するものとする。

（提供の方法）

第7条 要介護認定等資料の提供は、次に定める方法によるものとする。

(1) 要介護認定等資料の提供方法は、閲覧又は写しの交付による。

(2) 要介護認定等資料の提供場所は、介護認定課の指定する場所とする。

(3) 要介護認定等資料の提供時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、写しの送付により要介護認定等資料の提供をする場合には、この限りでない。

（提供に要する費用等）

第8条 要介護認定等資料の閲覧は、無料とする。

2 要介護認定等資料の写しの交付に要する費用の額は、1枚10円（両面複写した場合は20円）とする。この場合において、写しの交付は、A3判までの用紙で複写機によりモノクロ単色刷りで複写することにより行うものとする。

3 送付申請による写しの交付を行う場合は、前項の規定による費用の額に当該写しの郵送に要する費用（簡易書留料金を含む。）の額を加えるものとする。この場合において、その額を申請者が前納するものとする。

4 申請者が第2条第7号に規定する者である場合には、前2項の規定による費用は、徴収しない。

（提供を受けた者の遵守事項）

第9条 要介護認定等資料の提供を受けた者は、次の事項

を遵守しなければならない。

(1) 提供を受けた要介護認定等資料に係る本人の情報を本人の介護サービス計画等の作成又は介護サービスの利用の目的以外に使用しないこと。

(2) 本人の情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外のものに知らせ、又は提供しないこと。

(3) 提供を受けた要介護認定等資料を改ざんしないこと。

(4) 提供を受けた要介護認定等資料を厳重に管理し、紛失、破損等しないよう適正な保管に努めること。

(5) 第2条第6号から第8号までに規定する者については、本人との居宅支援、施設サービス又は介護予防サービスの提供に係る契約関係が終了したとき、その他提供を受けた要介護認定等資料を保有する必要がなくなったときは、速やかに、かつ、適切な方法により当該要介護認定等資料を廃棄すること。

2 第2条第6号及び第7号に規定する者が属する事業者は、提供を受けた要介護認定等資料について、その従業員（従業員であった者を含む。）等が前項の事項を遵守するよう必要な措置を講じるとともに、本人又は本市から要介護認定等資料の使用状況について報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 申請者は、第5条第1項の申請を行うに際しては、申請書により第1項に規定する事項の遵守を約するものとする。

（遵守事項の違反に対する措置）

第10条 市長は、要介護認定等資料の提供を受けた者が、前条に規定する事項を遵守しなかった場合には、違反が判明した以後の要介護認定等資料の提供を行わないことができる。

附 則

この告示は、平成22年9月1日から施行する。

別記

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

要介護認定等資料交付申請書(本人等用)

(あて先)奈良市長

申請者	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 成年後見人・保佐人・補助人

次の被保険者に係る要介護認定等資料について、奈良市要介護認定等資料の提供に関する要綱第5条の規定により、申請します。なお、提供された要介護認定等資料については、同要綱第9条の規定を遵守し、適正に管理します。

要介護認定等資料の提供を必要とする被保険者	フリガナ氏名		男・女							
	住所									
	被保険者番号									
	生年月日									
提供を申請する要介護認定等資料	※1 <input type="checkbox"/> 認定調査票 ⇒ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 送付 ※2 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 ⇒ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 送付 ※3 <input type="checkbox"/> 介護認定審査会資料 ⇒ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 送付									

本人同意欄

(あて先)奈良市長

私は、奈良市の保有する上記要介護認定等資料の提供を申請者が受けることに同意します。

本人署名

Ⓜ

※要介護認定・要支援認定申請書に本人の同意がある場合及び本人の場合は不要

- ※1 使用目的上、必要のない調査員氏名及び事業所名の部分は除きます。
- ※2 治療上支障をきたすおそれがあることから、主治医の同意がある場合に限りします。
- ※3 サービス計画作成を目的とした申請の場合、介護認定審査会資料は、提供できません。
 なお、介護認定審査会に参加した委員が特定できる情報は除きます。

※市確認欄(記入しないでください。)

申請者確認書類						交付日
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> その他()						
審査日	合議体	介護度	計画届出	金額	確認者	

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

要介護認定等資料交付申請書(事業者等用)

(あて先) 奈良市長

申請者	氏名 (計画作成担当)						
	名称	⑩					
	住所	〒					
	電話番号						
本人との関係		<input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 主治医・指定医		<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター職員			

次の被保険者に係る要介護認定等資料について、奈良市要介護認定等資料の提供に関する要綱第5条の規定により、申請します。なお、提供された要介護認定等資料については、同要綱第9条の規定を遵守し、適正に管理します。

要介護認定等資料の提供を必要とする被保険者	氏名								男・女
	住所								
	被保険者番号								
	生年月日								
提供を申請する要介護認定等資料	※1 <input type="checkbox"/> 認定調査票		⇒ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 送付						
	※2 <input type="checkbox"/> 主治医意見書		⇒ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 送付						

本人同意欄

(あて先) 奈良市長

私は、奈良市の保有する上記要介護認定等資料の提供を申請者が受けることに同意します。

本人署名

⑩

※要介護認定・要支援認定申請書に本人の同意がある場合及び本人の場合は不要

- ※1 使用目的上、必要のない調査員氏名及び事業所名の部分は除きます。
- ※2 治療上支障をきたすおそれがあることから、主治医の同意がある場合に限りします。

(注意事項)

提供できる上記資料は、介護サービス計画又は介護予防サービス計画作成のために交付します。また、その資料は現在受給資格の認定有効期間内のものに限りします。

※市確認欄(記入しないでください。)

申請者確認書類						交付日
<input type="checkbox"/> 介護支援専門員登録証明書		<input type="checkbox"/> 運転免許証				
<input type="checkbox"/> 旅券		<input type="checkbox"/> 調査員証・職員証		<input type="checkbox"/> 身分証明書		
<input type="checkbox"/> その他()						
審査日	合議体	介護度	計画届出	金額	確認者	

(平成22年8月9日揭示済)

奈良市告示第399号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成22年8月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成22年8月24日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成22年5月10日から同月11日まで、同月13日から同

1 施設当たり年額	1,500,000円
-----------	------------

保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成20年厚生労働省発雇第0609001号厚生労働事務次官通知）による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額

を

に改め、同表一時預かり事業補助金

の項中「一時預かり事業実施要綱（平成20年雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく一時預かり事業」を「一時預かり事業（次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成20年雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

月14日まで、同月20日から同月21日まで、同月24日から同月25日まで、同月27日から同月28日まで及び同月30日
(平成22年8月10日揭示済)

奈良市告示第400号

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年8月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表延長保育事業補助金の項中「保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育」を「延長保育促進事業実施要綱（平成20年雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく延長保育推進事業」に、「4,500,000円」を「4,600,000円」に、「付表」を「付表1」に改め、同表夜間保育推進事業補助金の項中

に定める一時預かり事業をいう。)に、「保育対策等促進事業費補助金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額」を「付表2に定める額」に改め、同表病後児保育事業費補助金の項を次のように改める。

病後児保育事業費補助金	病児・病後児保育事業実施要綱（平成20年雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく病後児保育事業を実施していること。	病後児保育事業を実施するために必要な経費	保育対策等促進事業費補助金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額。ただし、当該額が6,000,000円を下回る場合は6,000,000円とする。
-------------	--	----------------------	--

別表の付表を別表の付表1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表の付表2

一時預かり事業基本分年額表

(単位：円)

年間延べ利用児童数	年 額
25人以上300人未満	520,000
300人以上900人未満	1,580,000
900人以上1,500人未満	2,840,000
1,500人以上2,100人未満	4,100,000
2,100人以上2,700人未満	5,360,000

2,700人以上3,300人未満	6,620,000
3,300人以上3,900人未満	7,880,000
3,900人以上	9,140,000

附 則

この告示は、平成22年8月10日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成22年度予算に係る補助金から適用する。

(平成22年8月10日揭示済)

奈良市告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたの

で、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年 8月10日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の 種類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
戸川 善嗣		柔道整復	平成22年 7月20日
とがわ整骨院 (戸川 善嗣)	奈良県奈良市紀 寺町765-7福 井ビル2階		
札辻 拓也		柔道整復	平成22年 7月9日
西大寺北整骨院 (札辻 拓也)	奈良県奈良市西 大寺北町一丁目 4-22		

(平成22年 8月10日揭示済)

奈良市告示第402号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成22年 8月10日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市四条大路二丁目2番13号
申請者氏名	有限会社いこま住研 取締役 生駒 堅治
道路の位置	奈良市あやめ池北一丁目1336-3及び1336-5の各一部
道路の幅員	最大4.22m 最小4.02m

(平成22年 8月11日揭示済)

奈良市告示第405号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、平成22年 8月11日から次のように道路の供用を開

整理番号	路線名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	北部第389号線	北向町12番1地先から	北向町18番地先まで	L=55.0 W=1.90~4.00

(平成22年 8月11日揭示済)

奈良市告示第406号

道路の延長	25.4m
指定年月日	平成22年 8月10日
指 定 番 号	第21020号

(平成22年 8月10日揭示済)

奈良市告示第403号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年 8月11日

奈良市長 仲川 元庸

- 許可の年月日及び番号
平成22年 7月15日 奈良市指令都整開 第10A-12号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成22年 8月11日 第1222号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市八条町373番、374番、375番2、379番1及び381番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県奈良市八条町373番地
有限会社ビッグバレー 取締役 大谷純子
(平成22年 8月11日揭示済)

奈良市告示第404号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年 8月11日

奈良市長 仲川 元庸

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年 8月11日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市温泉施設条例(平成17年奈良市条例第42号)第3条の2第2項の規定により次のとおり開場時間を変更します。

平成22年8月12日
奈良市長 仲川元庸

1 施設名
梅の郷月ヶ瀬温泉

2 変更する日
平成22年8月14日

3 変更する開場時間
午前10時から午後9時30分までとする。ただし、入場は、午後9時までとする。
(平成22年8月12日揭示済)

奈良市告示第407号

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）第3条の2第2項の規定により次のとおり開場時間を変更します。

平成22年8月12日
奈良市長 仲川元庸

1 施設名
梅の郷月ヶ瀬温泉

2 変更する期間
平成22年8月15日から翌年3月31日まで

3 変更する開場時間
午前10時から午後8時30分までとする。ただし、入場は、午後8時までとする。
(平成22年8月12日揭示済)

奈良市告示第408号

平成22年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年8月13日
奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の送達年月日	平成22年6月15日	
2 この公示送達により変更する納期	変更前	第1期分 平成22年6月30日 第2期分 平成22年8月2日 第3期分 平成22年8月31日 第4期分 平成22年9月30日 第5期分 平成22年11月1日 第6期分 平成22年11月30日 第7期分 平成22年12月28日 第8期分 平成23年1月31日 第9期分 平成23年2月28日 第10期分 平成23年3月31日
	変更後	第1期分 平成22年8月31日 第2期分 平成22年8月31日 第3期分 平成22年8月31日 第4期分 平成22年9月30日 第5期分 平成22年11月1日 第6期分 平成22年11月30日 第7期分 平成22年12月28日 第8期分 平成23年1月31日 第9期分 平成23年2月28日 第10期分 平成23年3月31日
3 送達を受けるべき者	別紙公示送達名簿に記載	

別紙省略
(平成22年8月13日揭示済)

奈良市告示第409号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規

定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年8月13日
奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書
交付要求通知書

2 送達を受けるべき者
省略

(平成22年 8月13日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第18号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成22年 8月 2日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 高 杉 美根子
同 松 石 聖 一

資産税課

監査結果公表日 平成22年 6月15日 (奈良市監査委員告示第13号)

措置結果通知日 平成22年 6月29日

【監査の結果】	【措置の内容】
着払いで送られてきた課税資料の運送料を、担当職員が立て替えた後、資産税課長に対して窓口払いするという方法を採用しているが、地方自治法に定めがない立替払いはできない。金額の多少に関わらず、事前に十分な確認を行った上、適切な支出方法を採られたい。	課税資料の送付依頼が生じ、その送料が着払いの場合、運送業者に代金の支払い猶予及び書類の留め置き依頼を行い、速やかに資金前渡による手続きを採った上、代金と引き換えに書類を受領するよう担当職員に周知しました。

健康増進課

監査結果公表日 平成22年 6月15日 (奈良市監査委員告示第13号)

措置結果通知日 平成22年 6月25日

【監査の結果】	【措置の内容】
「乳幼児検診受診勧奨用」としてはがきを購入しているが、保管している枚数を把握していなかった。奈良市文書取扱規程第27条第3項に定める郵便等発送簿兼切手等受払簿により管理されたい。	「乳幼児検診受診勧奨用」はがきにつきましても、郵便等発送簿兼切手等受払簿に保管枚数を記載し、受高、払高、残高を管理するように改善いたしました。

消防局 総務課

監査結果公表日 平成21年12月28日 (奈良市監査委員告示第27号)

措置結果通知日 平成22年 7月13日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 物品分任出納員が特定されておらず、物品購入において支出負担行為何書(物品)の現品受領印がそれぞれ異なる者により押印されていた。 物品分任出納員は、課長の委任を受け物品の出納や保管の事務を行うものであるため、奈良市会計規則第6条第1項第3号の規定に従い特定の者を指名されていた。	(1) 物品分任出納員については、監査後速やかに出納員を特定指名し、物品の出納保管業務に遺漏なきよう指示しました。
(2) 奈良市防災センター発電設備保守点検業務委託及び奈良市防災センター空調用冷暖房設備点検業務委託において、設置業者であるという理由で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約されていた。契約方法を検討された。	(2) 奈良市防災センター発電設備保守点検業務委託は、設置業者と契約していたが、当該発電設備の製造元業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。 同センター空調用冷暖房設備点検業務委託は、複数のメーカーの空調設備が含まれていたが、本年度から全館用の灯油炊き空調設備のみ点検することとなり、当該設備メーカーの奈良県唯一の代理店業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。

生活環境課

監査結果公表日 平成21年12月28日 (奈良市監査委員告示第27号)

措置結果通知日 平成22年 7月 6日

【監査の結果】	【措置の内容】
寺山霊苑使用料の滞納者には法に基づく督促はされているが、電話催告するなど収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。	寺山霊苑使用料の滞納者に対して、平成21年 8月20日に法に基づく督促を行った後、平成21年12月22日に文書により催告を行うとともに、電話催告を行い、平成22年 2月16日及び平成22年 5月13日に臨戸訪問を行い、収入未済の解消に努めました。

今後も収入未済の解消に向け、電話催告や臨戸訪問を行い、より一層の徴収努力をいたします。

(平成22年8月2日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第30号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年8月2日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内法蓮町地内ほか10件（工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成22年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第

2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成22年8月5日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年8月6日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

(平成22年8月2日揭示済)

奈良市水道局告示第31号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年 8月4日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
吉井設備	吉井 喜雄	奈良市大宮町一丁目 6番26号	平成22年 7月30日

(平成22年 8月4日揭示済)

奈良市水道局告示第32号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年 8月4日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 越知設備	代表取締役 越知 信仁	奈良県生駒市小明町 1547番地 6	平成22年 7月30日

(平成22年 8月4日揭示済)

奈良市水道局告示第33号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年 8月5日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
三水管工	小谷 義孝	奈良県大和郡山市井 戸野町83-1	平成22年 8月2日

千寿工業	向井 伯享	奈良市大平尾町217 番地	平成22年 8月4日
------	-------	------------------	---------------

(平成22年 8月5日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第14号

平成22年 8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成22年 8月3日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

1 日時

平成22年 8月10日（火）
午前10時から

2 場所

奈良市役所北棟 5階 第21会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成22年度 9月補正予算要求について
- (2) 学校情報通信技術環境整備事業について
- (3) 人事異動について
- (4) 小学校給食調理業務委託について
- (5) 奈良市地域力強化推進委員会の設置及び委員の委嘱について

議事

議案第29号 奈良市教育委員会施策評価報告書について

議案第30号 平成22年度奈良市立学校の教材使用の承認について

議案第31号 人事について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 7月～8月
傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成22年 8月3日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第18号

奈良市農業委員会平成22年 8月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成22年 8月5日

奈良市農業委員会
農地部会長 萩原 征二

1 日時

平成22年 8月13日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟 6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第32条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (5) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (6) 知事許可について（7月許可分）

(平成22年8月5日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第21号

本日、議会運営委員会の副委員長に高杉美根子委員が当選しました。

平成22年8月9日

奈良市議会議長

山 本 清

(平成22年8月9日揭示済)

奈良市議会告示第22号

本日、総合計画検討特別委員会の委員長に天野秀治委員が当選しました。

平成22年8月11日

奈良市議会議長

山 本 清

(平成22年8月11日揭示済)